

なくそう差別 築こう明るい社会

様々な人権課題



はじめに

近年、人工知能（A I）等の先端技術が高度化して、あらゆる産業や社会生活に取り入れられています。こうした社会では、先端技術が人権と調和した形で社会に実装されることが大切です。そのためには、あらゆる分野で人権に関する理解を深め、人権感覚を養い、人権尊重の精神を涵養することや、社会の変化を踏まえつつ人権を巡る様々な要素を随時捉え直していくことが必要となってきます。

国際社会の動向を見てみると、国際連合が中心となって進めている「人権教育のための世界計画」は青少年の人権をテーマとする第4フェーズ（2020～2024年）まで進み、SDGsの土台にも人権が据えられています。一方、我が国では「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」等の個別的人権課題に関する立法措置がなされるとともに、「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約」の精神に則った「こども基本法」が公布・施行されました。

また、本県においては、国の第4期教育振興基本計画を踏まえ、第4期鹿児島県教育振興基本計画が策定されました。具体的人間像として、「未来の社会の創り手となる人間」、「互いに認め、高め合い、生涯を通じて幸せや生きがいを感じながら意欲的に自己実現を目指す人間」がキーワードとして設定されています。これらを進めていくために、学校における人権教育の更なる充実が求められています。

本資料は、このような社会情勢の変化を踏まえ、同和問題をはじめとする様々な人権課題の理解を深める内容や、学校における取組を中心に編集してあります。

全ての人々が互いの違いを認め、尊重し、助け合うことのできる共生社会の実現に向けて、様々な人権課題を自分のこととして考え、人権を尊重した行動をとることができるよう、本資料を活用してください。各所属等における研修はもとより、日常的な活用が一層図られるよう、身近な所に常備して継続した活用をお願いします。

活用に当たって

本資料のページ構成について

- (1) 人権課題について学ぶ児童生徒の姿や当事者のつぶやきなど
- (2) 現状や課題
- (3) 人権課題に関する法律等
- (4) 学校における取組

資料等も紹介していますので、研修の参考にしてください。

内容の理解をより深めるために

鹿児島県発行の「みんなのための人権ハンドブック」と併せて活用することで、更に理解を深めることができます。



様々な人権課題を自分のこととして考えるために

「**Mom**(**M**:見つめる, **o**:思いをめぐらす, **m**:向き合う)」を基盤に考えてみましょう。

目次

1	女性の人権	✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日	P 1
2	子どもの人権	✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日	P 3
3	高齢者の人権	✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日	P 5
4	障害者の人権	✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日	P 7
5	同和問題	✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日	P 9
6	アイヌの人々の人権	✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日	P 11
7	外国人の人権	✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日	P 13
8	感染者等の人権	✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日	P 15
9	ハンセン病元患者等の人権	✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日	P 17
10	犯罪被害者等の人権	✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日	P 19
11	インターネット上の人権侵害	✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日	P 21
12	北朝鮮当局による拉致問題等	✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日	P 23
13	性的指向・性自認	✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日	P 25
14	その他の人権	✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日	P 27
15	ビジネスと人権	✓ 年 月 日, ✓ 年 月 日	P 29
16	年間を通じた人権教育推進のサイクルモデル		P 30
17	主な相談窓口		P 31

本資料は、「鹿児島県人権教育・啓発基本計画（2次改定）」に基づき、主な人権課題を掲載しています。活用した際は、日付欄に記入して活用状況の確認に役立ててください。

女性の人権

パープルリボン



女性への暴力防止運動

6月23日から29日までの1週間：「男女共同参画週間」(国)
 11月12日から11月25日までの2週間：
 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(国・県)
 11月25日：「女性に対する暴力撤廃国際日」(国連)
 3月8日：「国際女性デー」(国連)

日置市立東市来中学校の取組から

鹿児島県男女共同参画センターが実施する「子どもたちの男女共同参画学びの広場」のワークショップで、講師の指示を聞きながら描いた絵を見せ合い、人それぞれ、捉え方や考え方に違いがあることを実感しました。

「ちがいはまちがいはない」という先生の言葉で、私も発表できるように頑張りたいと思うことができました。

「男の子だからこう、女の子だからこう、何歳だからこうではなく、自分は自分、あなたはあなた」という言葉がすごく印象に残りました。



■ 今でも残る男女不平等感

【男女間格差】

2022年版「ジェンダー・ギャップ指数

※ 世界経済フォーラムによる各国の男女格差を測る指数であり、経済・教育・健康・政治の4分野のデータから作成される。

- 日本は調査対象146か国のうち、116位
- 日本は、「経済」と「政治」の順位が低い(「教育」は1位)



要因として、女性閣僚や女性議員、女性の行政府の長、女性管理職の少なさが挙げられています。

令和3年度「男女共同参画に関する県民意識調査」(本県)

※ 「家庭」、「学校教育」、「職場」、「地域社会」、「法律や制度」、「社会通念、慣習・しきたりなど」の6分野で男女の地位の平等感について聞いた。

「社会通念、慣習・しきたりなど」で約7割、「家庭」、「職場」、「地域社会」の中で約5割の人が「男性の方が優遇されている。」と感じている。

【女性に対する暴力等】

女性に対する配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪等の背景には、男女の経済力や社会的地位の格差、女性に対する差別意識があります。

令和3年度「男女共同参画に関する県民意識調査」(本県)によると、配偶者等から暴力や嫌がらせを受けた経験がある女性は27.2%で、そのうち約半数がどこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)と回答しており、暴力が潜在化しやすい傾向があることが分かりました。

■ “性別に関わりなく” 一人一人の人権が尊重される社会を目指して

男女共同参画社会基本法(平成11年施行)

男女共同参画社会を実現するための基本理念を掲げている。

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)(平成27年施行)

働く場面で活躍したいという希望をもつ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、民間企業等)に義務付けられた。

本県では… 男女共同参画推進条例を制定（平成13年）
男女共同参画基本計画を策定

現在は第4次計画（令和5～9年度）に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策が展開されています。



第4次鹿児島県男女共同参画基本計画

学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

子どもの頃からの男女共同参画の理解促進や、多様な選択を可能にするための取組の推進
＜主な取組＞

- ・ 児童生徒への男女共同参画の理解を深めるための学習の提供
- ・ 教職員や保護者を対象とした男女共同参画についての研修の実施
- ・ 児童生徒に対する男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の実施
- ・ 児童生徒に対するリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に基づく人権の視点に立った性に関する指導の実施
- ・ 児童生徒や学生を対象とした交際相手からの暴力を未然防止する教育の実践

学校・家庭・地域が一体となって推進していくことが大切です。



鹿児島県男女共同参画センターが実施する講座等

- 子どものための男女共同参画学びの広場推進事業
対象：小・中・義務教育学校
- 学校への男女共同参画お届けセミナー
対象：高等学校・特別支援学校
- 高校生のための「ピアサポーター」養成講座
- デートDV防止セミナー

積極的に活用しましょう。

文部科学省が作成した資料等

「学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム」(文部科学省)

教職員自身の「無意識の思い込み」への気づきを促します。



男女共同参画の推進に向けた教員研修モデルプログラムの開発
(文部科学省)



みんなで考えよう！

自分の中に、無意識のうちにとらわれている思い込みや偏ったものの見方はないでしょうか。チェックリストを基に、自分自身を見つめてみましょう。

「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」チェック(例)

【次の視点に着目する】

「女性はこちらあるべき」「男性はこちらあるべき」あるいは「女性ならこうすべきではない」「男性ならこうすべきではない」といった、性別による固定的な思い込みはないか。

【具体的なチェックポイント】

- 日常生活において
 - 男子は青色、女子は赤色で表記する。
 - 「女の子なんだから乱暴な言葉を遣ってはいけません。」と注意する。
 - 「男の子なんだから泣かないの。」と声かけをする。
 - 「やっぱり女子が掃除したところはきれいね。」とほめる。
 - 「重いんだから男子が運んで。」と指示をする。
 - 「私も妻を手伝って料理や洗濯をしているよ。」と児童(生徒)に男性教諭が話をする。
- 授業において
 - 理科の実験中、男子が主導して実験に取り組み、女子は記録をしている。
 - 調理実習中、女子が調理を担当し、男子は着で見ている。
 - グループ学習の発表者は、男子であることが多い。
- 学校行事において
 - 運動会(体育祭)の応援団長は男子、副団長は女子から選出する。
 - 運動会(体育祭)の用具係は男子、×号接待は女子が担当している。
 - 文化祭で、道具係は男子、衣装係は女子が担当する。
 - 卒業式の呼名や卒業証書授与等の順番は、男子が先、女子が後にしている。
 - 表彰式の介添えは、女子が行っている。
- 進路指導において
 - 男子生徒に理工系の学科を薦める。
 - 短期大学を希望する男子生徒に、短期大学は勧められないと言う。
 - 県外希望の女子生徒に、県内の自校から選べる学校を勧める。

(文部科学省「学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム」を基に本県作成)

子どもの人権

オレンジリボン



児童虐待防止運動

5月5日から5月11日までの1週間：「児童福祉週間」(国)
11月：「児童虐待防止推進月間」(国)

人権教室では、「自分も大切。相手も大切。」ということについて学びました。この学びを生かして、これからは相手の気持ちを考えて、言葉を選び、行動できるようにしたいです。相手を大切にすることが言葉で伝われば、友達ともっともっと仲よくなれる気がします。〈人権教室に参加した小学4年生の感想から〉



児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

（1989年に国連総会で採択、日本は平成6年批准）



提唱者：コルチャック先生（本名 ハンルイック・ゴールドシュミット）

長い間、「子どもは大人になる途中の未熟な人間」と考えられてきました。子どもは年齢に応じてその能力に未発達な部分を抱えているという特徴があります。そのため、「子どもの権利」を考へるときには、一人の人間として尊重されるべきであり、子どもとして保護を受ける存在であると認識することが大切なのです。

こども基本法（令和5年施行）

日本国憲法及び子どもの権利に関する条約の精神に則り、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

「子どもの権利条約」の基本的な考え方の「一人の人間として尊重されること」と「子どもとして保護を受ける存在であること」の二つの側面から考えることが大切ではないでしょうか。

子どもの権利条約の4原則とこども基本法の関連	
子どもの権利条約	こども基本法
【差別のないこと】 全ての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。	【第3条の1】 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
【命を守られ成長できること】 全ての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。	【第3条の2】 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける権利が等しく与えられること。
【意見を表明し参加できること】 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。	【第3条の3】 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会が保障される機会及び多様な社会的活動に参画する機会が保障されること。
【子どもにとって最もよいこと】 子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。	【第3条の4】 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

■ 子ども自身が知り、学ぶことを大切にしましょう

子どもたちの権利が守られた環境をつくるには、「子どもの権利条約」を通して、まず「人権とは何か」そして、子どもの権利について学び、理解を深めることが第一歩となります。

「子どもの権利条約」を学ぶ過程で、児童生徒は、自分のもつ権利について知ると同時に、友達など周りの子どもたちも同じ権利をもつことに気付き、互いの権利を尊重する意識や態度を身に付けていきます。さらに、人権の学びを通して大人にも権利があることを知り、大人と子どもの相互の尊重にもつながります。



子どもの権利を学ぶための資料（本課作成）



■ 授業を人権尊重の視点に立って見つめ直してみよう

児童生徒が安心感や自信をもち、互いのよさを認め、支え合うような授業の雰囲気をつくりたいものです。そのためにも、児童生徒一人一人を温かいまなざしで見つめ、そのよさや可能性を伸ばそうとする教職員の基本姿勢「M o m（見つめる・思いをめぐらす・向き合う）」を大切にしましょう。

人権尊重の視点に立った授業づくりのポイント（本課作成）

【次の視点に着目する】

- 1 児童生徒一人一人の「学びたい」という思いや、よりよい自分になろうとする姿を捉える。
- 2 全ての児童生徒が安心して学び、学習内容の定着が図られるためにはどうしたらよいかを考える。
- 3 全ての児童生徒が、互いの思いや願いを大事にし、授業を通して高め合う雰囲気づくりをする。
- 4 全ての児童生徒にとってよりよい生き方につながる授業の指導内容・方法の工夫・改善を進める。



みんなで考えよう！

児童生徒が「いじめをしない、多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つためには、学校や学級が、人権が尊重され、児童生徒が安心して過ごせる場となっていることが必要です。次の項目をチェックしてみましょう。

<input type="checkbox"/> 子どもは、互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と感じている。
<input type="checkbox"/> 子どもの間で、対等で自由な人間関係が築かれている。
<input type="checkbox"/> 子どもは、自分のやろうとすることが認められ、応援してもらっていると感じている。
<input type="checkbox"/> 子どもは、困ったときや悩みがあるとき、弱音を吐いたり、人に頼ったりすることができる。

高齢者の人権

6月14日：「認知症予防の日」(国)
9月15日：「老人の日」(国)
9月15日から9月21日までの1週間：「老人週間」(国)
10月1日：「国際高齢者デー」(国連)

三島村立三島硫黄島学園の取組から

4年生が、郷土の文化や伝統について学ぶ学習の中で、硫黄島八朔太鼓踊保存会の会長へのインタビューを通して、地域の伝統行事を学びました。

若い人が減少していく中で、伝統行事を伝えていく熱い思いを感じることができました。



■ 高齢者の社会参加

全ての人々が年齢を重ねるごとに充実感を感じ、健康かつ安全な生活を送ることができるよう持続可能で適切な支援を提供する必要があります。

年齢を重ねるにしたがって体力が低下することは避けることはできませんが、個人差もあり、高齢期になっても意欲的に社会参加する人はたくさんいます。年齢だけを理由に社会参加する機会を奪うことがあってはなりません。

高齢社会の進展に伴い、認知症の高齢者が更に増加することが見込まれています。

高齢者が、社会の重要な一員として尊重され、就業をはじめ多様な社会活動に参加する機会が確保される社会を形成することが必要です。

高齢者に対するあらゆる形態の虐待をなくさなければなりません。

高齢社会対策基本法（平成7年12月施行）

〔前文（抄）〕

我が国は、国民のたゆまぬ努力により、かつてない経済的繁栄を築き上げるとともに、人類の願望である長寿を享受できる社会を実現しつつある。今後、長寿をすべての国民が喜びの中で迎え、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成が望まれる。そのような社会は、すべての国民が安心して暮らすことのできる社会でもある。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 （高齢者虐待防止法）（平成18年施行）

高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持のために高齢者虐待の防止、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的としている。

■ 高齢者虐待とは？

高齢者虐待とは、65歳以上の高齢者に対して

- ・ 養護者（高齢者を現に養護している家族、親族、同居人等）
- ・ 要介護施設従事者等（介護サービス事業や養護施設、介護施設の職員等）が行う右図に示した行為です。



高齢者が安心して暮らせる社会づくりを進めましょう。



学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

学校では、高齢者との交流活動を行事や総合的な学習の時間、ふれあい給食など様々な場で行っています。

その際、子どもたちが楽しめる活動にすることも大切ですが、「地域行事で協働する際、どのような工夫をしたらよいのだろうか」や「生活経験から導かれた知恵や工夫で現在につながっているものは何だろうか」など、ねらいを明確にして活動に臨むようにしましょう。

学習指導要領解説の記述から

<小学校学習指導要領解説（家庭編）>

家族や地域で共に暮らしている幼児や高齢者など異なる世代の人々と関わること

<中学校学習指導要領解説（技術・家庭編）>

高齢者など地域の人々と協働する必要があること

<高等学校学習指導要領解説（家庭編）>

高齢者の自立生活を支えるために、家族や地域及び社会の果たす役割の重要性について考察すること

学校での活動例

【小学校：総合的な学習の時間】

- 伝統芸能の継承、昔遊びなどの活動、学習発表会へ招待するなど。

【中学校：総合的な学習の時間】

- 高齢者の生活の様子や抱える課題について話し合い、専門家の話を聞く活動や高齢者の疑似体験を行うなど。

【高等学校：生徒会活動】

- 近隣の特別養護老人ホームを訪問し、高齢者との交流を図るなど。



「『これまでの人生をどのように生き抜いてきたか』ということ語り伝える時間」など、今の時代を生きる子どもたちにはとても大切なことではないでしょうか。是非、学習活動を工夫してください。

障害者の人権

4月2日：「世界自閉症啓発デー」(国連)
9月23日：「手話言語の国際デー」(国連)
12月3日：「国際障害者デー」(国連)
12月3日から12月9日までの1週間：「障害者週間」(国)

身体障害、知的障害、精神障害等のある人たちが「障害者」と言われてきた。本当は、その人たちが、地域の中で阻害され、生きづらさを感じている状態が「障害」なのだ。「障害者」と言われてきた人たちが自分らしく生きられない地域社会の仕組み、また、その仕組みをつくってきた人たちの意識の中にこそ、真の「障害」が潜んでいる。「障害者差別解消法」の目的は「共生社会」を目指すこと。「差別をなくす」ことはプロセスである。ゴールではない。分けない、排除しない、平等な選択肢がある、共に生きていくという社会を目指すことがゴールなのだ。

(第74回全国人権・同和教育研究大会 特別講座 一般社団法人兵庫県相談支援ネットワーク代表理事 玉木幸則さん 講演内容から) 全人教広報誌 月刊「同和教育であい」NO.741 から引用



障害者の「地域で暮らしたい」、「一緒に学びたい」、「一緒に働きたい」という思いや願いを受け止め「共に生きる社会」を実現するのは、私たち一人一人です。「障害者」として特別視し配慮する存在から、共に社会をつくり支える存在へ、私たちの意識を変えていくことが求められています。

障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)(平成26年批准)

障害者権利条約は、全部で50条あります。障害のある人が特別に権利主張をしているわけではありません。障害のある人もない人も同じように、好きな場所で暮らし、行きたい所に行けるといった誰にも保障されるべき権利と自由を認め、社会の一員として尊厳をもって生活することを目的としています。

この条約は2006年12月に国連総会で採択されました。日本は、障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法の制定等の国内法の整備を経て、平成26年に批准しました。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

(平成28年施行)

障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。今では多くの学校現場が取り組むようになった合理的配慮を実現するためのルールが定められたのがこの法律です。

令和6年4月1日からは、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供も義務化されています。



合理的配慮を実現するには、障害の有無によってできることが変わらないよう互いの事情を理解し合うことが必要です。一方的な考えを「配慮」として押しつけるのではなく、その人らしく過ごせる、生きていくためにどうしたらいいか、一緒に過ごす中で話し合いながら、工夫、調整していく姿勢を大事にしましょう。

私たちのことを、私たち抜きに決めないで (Nothing about us without us)

これは、障害者権利条約の内容がほぼ固まりつつあった時、NGOの代表キキ・ノルドストロームさん(世界盲人会連合会会長)が語った言葉です。この条約の起草には、障害者団体も同席し発言する機会が設けられました。

学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

■ 障害を捉え直そう！～「個人モデル（医学モデル）」から「社会モデル」へ

個人モデル

障害のある人が日常生活において制限を受けるのは、その人に障害があるからであり、本人が克服していくべきであるとする考え方。

社会モデル

社会が障害をつくり出しているのだから、社会が障害を取り除いて行かなければならないとする考え方。

障害者が生活を行う上での様々なバリアは、障害そのものに原因があるのではなく、社会との関わりの中で障害が生まれるという「社会モデル」の考え方を、様々な教育活動を通して共有していくことが大切です。

バリアフリー社会の実現のため四つのバリアを取り除く！

【文化・情報面でのバリア】	【意識上のバリア】	【物理的なバリア】	【制度的なバリア】
 <p>手話通訳のない講習会等必要な情報が平等に得られないバリア</p>	 <p>「かわいそうだから」と特別扱いする、偏見や差別、無関心等、その人の困難さを受け入れないバリア</p>	 <p>出入り口や通路に段差がある等、不便さを感じさせるバリア</p>	 <p>障害を理由に就職の試験が受けられない等、社会の制度によって力を発揮する機会が奪われるバリア</p>

【参考：文部科学省 心のバリアフリーノート（中高生用）】

障害者と一緒に活動したり、直接話を聞いたりする参加型の学習を通して、自分の中にある心のバリアを見つめたり、バリアをなくす方法を話し合ったりするなど、児童生徒が障害者差別解消を自分事として捉えられる学習を進めていきましょう。

【心のバリアの例】 ・かわいそうな人たち ・危ないから出歩かない方がいいのでは…
・自分には関係ない ・あまり関わりたくない ・どうせできないだろうから、別の人に頼もう

■ インクルーシブ教育の充実を！～共生社会の実現に向けて～

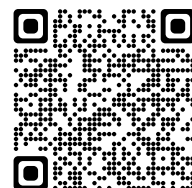
サラマンカ宣言 「…インクルーシブ志向の普通学校は、差別的態度と闘い、全ての人を喜んで受け入れる地域社会をつくり、インクルーシブな社会を築き、万人のための教育を実現するもっとも効果的な手段である。…」

平成6年（1994年）のユネスコ国際会議で、障害のある子どもを含めた万人のための学校を提唱した「サラマンカ宣言」が採択されました。教育を全ての子どもたちの基本的権利であるとしています。

「インクルーシブ」の考え方が国際的に提唱されたのが、ユネスコが出した「サラマンカ宣言」です。この宣言から始まったインクルーシブの考え方は障害者権利条約でより一層国際的な潮流となりました。

文部科学省は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」で、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築やインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について述べています。また、多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進についても触れています。

各学校で行われる、特別支援学級や特別支援学校との交流及び共同学習は、障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、互いを尊重し合う大切さを知る機会となるなど、大きな意義を有するものです。



間違えた考えで差別されていた人たちは、「自分たちは間違っていない」ということを一生懸命伝えた。間違っていることを間違っていると言える強い心の人が増えたら差別がなくなると思う。歴史を学ぶ中で、差別されてきた人たちが出てきて、現代に「差別はしてはいけない」と訴えているような感じがした。

これまで、テストの点数が下の人がいたら、心の中で「勉強不足だね」と思っていました。今日の授業を受けて「たにんごと」と思っていたけど、少しはなぐさめたり、その人のために何かできることがあれば手伝ったりしてみようかなと思いました。

SNSなどで流れたうわさや嘘を信じたことがあって、この話と照らし合わせると、そのうわさを流された人にとってたとえ嘘だったとしても、みんなが信じてしまえば、それで差別などが始まっていくということが分かった。



勢いで行動するよりも、誰かに相談することが大切なんだと思った。私はあまり行動することがないので、これからは、友達と協力して行動したいと思った。そして、相談もするけど、相談されるような人になりたいと改めて実感した。

(部落問題学習後の小学6年生の感想から)

■ 「寝た子を起こすな」の意識では…

「寝た子を起こすな」という考え方があります。そっとしておけば、そのうち差別はなくなるという考え方です。この考えを他の差別問題に当てはめてみましょう。また、学級でのいじめ問題に置き換えてみましょう。そっとしておいては、差別もいじめもなくなりません。なぜなら、差別は、差別する人がいるから存在するものだからです。「寝た子を起こすな」の考え方は、差別に苦しむ人々に更なる我慢を強いるものでもあります。

■ 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)(平成28年施行)



部落差別解消推進法成立の背景には、インターネットの普及により、ネット上で被差別部落の地名や個人を匿名でさらすような投稿が相次いでいる状況があります。法務省によると、法務局が令和4年に扱ったネット上の人権侵害事件は、1,721件で、5年前より2割減少していますが、部落差別につながる事案は、過去10年間で最多の414件で10年前の約10倍になっています。違法性のあるものについて削除要請を行っても、4割近くで対応がなされていないのが現実です。誤った情報がネット上にあふれ、野放しになっている状況の中で、子どもたちが差別する側に立つこと、差別される側に立たされるのが想定されます。差別に気づき、差別のおかしさをただすことのできる力を子どもたちにつけていきましょう。

■ 学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？



■ 乳幼児期からつなげる部落問題学習

豊かな部落問題学習の実践が同和問題解決につながります。

まずは乳幼児期から、「自分が愛されている」、「大事にされている」と感じる経験を積み重ね、自分の思いを表現する場面が大切にされることで人権感覚の基礎が育まれます。さらに違いを排除ではなく豊かさや捉える感覚が大事にされ、互いの考えや思いが尊重される空間づくり(仲間づくり)が進み、小学6年生や中学2年生の社会科の直接教材へとつながっていきます。

部落問題学習は、「厳しい差別の中をどのように生きてきたのか」、「差別を乗り越える生き方とはどういうものなのか」等、生き方を学ぶ学習になるよう留意して授業づくりを行うことが大切です。正しい歴史認識に基づいた学習の中で、生きる勇気と知恵、差別を受けながらも立ち上がる姿を学んだ子どもたちは、「自分はこう生きたい」という思いを綴り始めます。部落差別をはじめとする様々な差別問題を自分に引き寄せて考え、解消に向けて行動しようとする子どもの育成は、人権教育の目標そのものです。

■ 被差別身分呼称（賤称語）が掲載されている意味をふまえる



中学校や高等学校等の社会科の教科書には、被差別身分を表す「えた」身分、「ひにん」身分という用語が記述されています。この用語は長い間、人を蔑む言葉として使用されてきました。このことを踏まえ、部落差別をなくすために掲載に踏み切った、教育にかける思いを知っておくことが必要です。また、被差別身分呼称が掲載されている意味を知り、自分自身を振り返り、どうすれば差別がなくなるかについて考え合う、丁寧な学びを大事にしていきたいと思います。

教科書の賤称語記載についての思い

（前略）私は、子どもの教科書に賤称語が記載されているのを見た時、何とも言えない、言葉では言い表せないような胸の痛みを感じました。これまで、この差別用語でどれだけつらい悲しい思いをしてきたか、自身の生き方で惑わされてきたか、いろいろ考えると、なぜこんなことを今子どもたちに教え学ばせる必要があるのだろうかという苦しみもありました。しかし、その後、部落差別に向き合い学習していく中で、部落の人々が「部落差別を教育の力でなくしてほしい」という切なる思いから踏み切られたものだということを知りました。

私は、以前、賤称語の記載がなければ部落差別も薄れていくのではと一瞬思ったことさえあります。しかし、それは解消されていない部落差別に蓋をしてしまうようなもの、未解決のまま深く沈めてしまうようなもので、差別の根を残したままでは決して解消にはならない、教科書に記載されているということは、過去の事実、歴史としっかり向き合い、学び、正しい認識をもつためだと思っています。

「教科書に賤称語が記載されているのはなぜか」それは部落差別をなくすためなのです。部落問題を教科書に載せるということで、多くの人を知ることにより差別が広がっていくのではないかという危惧と、このことを誤って知っている人が多いから、教科書に載せることにより部落問題を正しく知る機会になるであろうというかな希望と、たくさんの痛みや恐れを伴った複雑な思いをしてきたのです。

賤称語の記述を見ると今でも心が凍りつくような思いをすることがあります。このように、身を切られるような思いで載せた教科書の記述は、まずは「正しく知ってほしい。教育の力で、部落差別をなくせる力をもった子どもたちを育ててほしい」という願いが込められているのです。子どもや孫にいつまでも部落差別を引きずらせてはならないと、私たちは「教育の力」に期待しているのです。被差別の側の思いをまずは先生方自身にしっかり受けとめてほしいと思います。（後略）平成27年7月8日（県内の被差別部落の親の思い）

■ 研修機会の確保と研修内容の充実を！

令和5年に実施した「人権同和教育に関する教職員の意識調査」では、「間違っただけをして差別を助長してしまうのではないかと不安である」という回答が、およそ60%でした。さらに、「児童生徒から同和問題について質問があったときにあまり説明できない、全く説明できない」とした回答がおよそ25%でした。他の人権課題と比べて、同和問題については、「しっかり学んでいない」「知識が足りない」などといった教職員の実態がうかがえます。しかしながら、同和問題の根底にある「差別とは何か」、「人はなぜ差別するのか」という問いや、差別を温存する社会構造等に目を向けることは、全ての人権課題に当てはまるものです。また、同和問題の解決を目指して取り組み、日本の人権教育をリードしてきた同和教育の実践は現在の人権教育の軸にもなっています。



「差別してはいけない」と子どもたちに教え込むだけでは、差別をなくすことはできません。まずは、私たち教職員が偏見や差別、様々な思い込み等にとらわれていないか、自分自身を見つめ直すことから始めてみましょう。そこでの気づきが差別を見抜く力や自分自身の人権感覚を高めていくことにつながります。

また、教職員それぞれの気づきや学びを職員で共有し、教育活動に反映させていくことが差別を許さない子どもたちを育てることにつながります。全教職員が研修を深め豊かな教育実践につなげていきたいと思います。

アイヌの人々の人権

8月9日 「世界の先住民の国際デー」

国際連合は、世界の先住民の置かれているあらゆる状況に注視し、国際的支援のもとに改善を促すという趣旨から、1995年から毎年8月9日を「国際先住民の日」と決めました。

まずは、子どもの頃にアイヌ文化をおもしろいと感じてもらうこと。それによってアイヌ文化に興味を持ち、その後も学んでいくきっかけになるかもしれません。

(北海道平取町教育委員会初代担当係長 関根 健司さん)

北海道は古くからアイヌの人たちの居住地であり、北海道の歴史・文化等について知ることは、この地域に生きてきたアイヌの人たちの歴史・文化等について理解を深めることに他なりません。

しかしながら、「アイヌの人たちは過去の人たちであり今は存在しない」とか「存在していても昔のような生活をしている」という誤った認識をもっている人たちが相当数いるという調査結果もあります。徳川幕府による商場知行制と場所請負制、明治政府による同化政策等によって、アイヌの人たちは、和人から厳しい差別・偏見・搾取を受けてきました。今なお偏見や差別の実態が報告されています。

※ 和人…日本の中で一番人数の多い人たちのことを、アイヌ民族に対して「和人」と呼びます（「アイヌ民族：歴史と現在」から）。

■ アイヌの人たちの歴史（明治以降）

アイヌの人たちの日本への統合と北海道の開拓（1869～1871年）

蝦夷地を官有地とし、名前を「北海道」に改称。北海道開拓のための開拓使を設置。

戸籍法の制定により、アイヌの人たちを平民に編入するとともに和人的な姓名や日本語の使用を強制するなどした。

「北海道旧土人保護法」の制定（1899年）

1878年、アイヌの人たちを「北海道旧土人」という名称に統一。「北海道旧土人保護法」の制定で、狩猟・採集が主な生業だったアイヌの人たちに、農業のための土地を付与し農業の奨励をはじめ医療、生活扶助、教育などの保護政策を行い、和人への同化が進められた。

社団法人「北海道アイヌ協会」の設立（1946年）

アイヌ民族の社会的地位の向上、福利厚生を図ることを目的に設立。農地改革により、「北海道旧土人保護法」で与えられていた土地の大部分を取り上げられるアイヌの人たちもいた。その後、本協会は「北海道ウタリ協会」に改称。

国際連合「第5回先住民作業部会」に参加（1987年）

アイヌ民族の代表が初めて参加し、アイヌ民族問題について発言。以来、継続して参加するなど、それまでの、主に個人の権利回復の要求から、「先住民の権利」として国際的な議論の中へ位置付けられるようになった。

「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統などに関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）の成立・施行（1997年）

「北海道旧土人保護法」を廃止。アイヌ民族を初めて法的に位置付けた。アイヌ語や伝統文化を学んだり、アイヌの人たちが歴史や文化を伝えたりする機会も増えた。

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策に関する法律」（アイヌ施策推進法）の成立・施行（2019年）

2007年、国連総会で「先住民の権利に関する国連宣言」が採択。2008年、国会で「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」が全会一致で採択。これらを受け、「アイヌ民族を先住民である」と初めて明記した本法律が成立・施行。「アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図る」とされ、アイヌの人々の国有林での樹木の採取やサケなどの伝統的な漁法への規制の緩和、アイヌ文化を振興する新たな交付金の創設などが盛り込まれた。

学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

今、アイヌの人たちは、北海道をはじめ全国に居住し民族としての伝統文化の継承に努めています。アイヌの歴史・文化等を通史的に捉えた学習により、正しい理解と認識をしっかりと深めていくことが必要です。民族としての歴史的な存在意義を認識するとともに、その精神文化のもつ自然観・宗教観・人間観の学びを通して、児童生徒の人権尊重の意識を育てていくことが重要です。

学習指導要領における取り扱い(中学校社会 歴史的分野)

【中学校社会 歴史的分野】第2章第2節 2 (3) 近世の日本 (イ) 江戸幕府の成立と対外関係 (内容の取扱い)

対外関係については、(中略)蝦夷地においてアイヌの人々が、海産物など「北方との交易をしていた」(内容の取扱い)などについても扱い、統制の中にも交易や交流が見られたことに気付くことができるようにする。また、「アイヌの文化」(内容の取扱い)については、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議(平成20年6月6日衆議院・参議院本会議)」、「アイヌ文化の復興等を促進するための民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針について(平成26年6月13日閣議決定、平成29年6月27日一部変更)」を踏まえ、先住民族として言語や宗教などで独自性を有するアイヌの人々の文化についても触れるようにする。

県内で使用されている教科書における取扱い

<p>【小学校】 社会科 歴史的分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「鎖国のもとでの交流」 蝦夷地の生活や文化を紹介 ・「新しい政府をつくる」 蝦夷地→「北海道」と改称 言語→日本語 伝統文化や習慣→禁止 <p>社会科 公民的分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的人権の尊重 	<p>【中学校】 社会科 歴史的分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「琉球王国とアイヌの人たちへの支配」 ・「国境の画定と北海道・沖縄」 北海道開拓とアイヌの人たち →「同化政策」 <p>社会科 公民的分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「差別をしない、させない」 アイヌ民族への差別と差別解消に向けた法の制定について
---	--

アイヌの人々の人権

■ アイヌの言葉

北海道のほとんどの地名が、アイヌ語に由来しています。アイヌ語の地名は、北海道をはじめ、カムチャッカ半島、千島列島、サハリン、東北地方に広く分布しています。

特に川を示す「ベツ」(別) や「ナイ」(内) がついた地名が多く、川がアイヌの人たちの生活のよりどころであったことが分かります。地名の意味を理解することで、かつての環境を想像することができ、私たちが身近に接することができるアイヌ文化の一つでもあります。

そのほか、よく使われるアイヌ語として

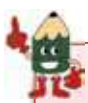
「魚」→シシャモ

「動物」→ラッコ、トナカイ等 があります。

北海道への入植者が急増する明治の中期までは、アイヌの人たちなら誰でもアイヌ語を話すことができました。

しかし、政府が同化政策を強化したことにより、学校では、アイヌの子どもたちに日本語のみによる教育が行われ、一般社会においても日本語の習得が就労条件になるなど、必然的にアイヌ語を話す人が激減しました。アイヌ語を母語として習得する環境は、第二次世界大戦前には、ほぼなくなりました。

近年、アイヌ語を取り巻く環境が改善されつつあり、各地でアイヌ語を継承・復興させるための事業が行われています。アイヌ文化振興法制定後、アイヌ語の弁論大会、アイヌ語ラジオ講座が放送されるなど、様々な活動が行われてきています。



アイヌの人たちは、植物や動物など人間に自然の恵みを与えてくれるもの、火や水、生活道具など人間が生きていくのに欠かせないもの、天候など人間の力の及ばないものなどを「カムイ」(神)として敬いました。アイヌの人たちのたどってきた歴史を、教科書記述を基に正しく学ぶことや伝統文化や暮らしについて知ることは、アイヌの人たちの人権を考えることにとどまらず、様々な人権課題につながる学びがあります。

- ・ 様々な国の言語、文化、宗教、習慣などを受け入れ、互いに尊重すること
- ・ 自分たちの地域にある伝統文化や言葉に関心をもつこと
- ・ 自然と共に生きる知恵や自然に対する考え方 等

本県でも、島口の伝承や伝統芸能の継承を通してふるさとを知る学習と関連させて取り組むこともできます。



各学校には、公益財団法人アイヌ民族文化財団の学習資料が配布されています。また、北海道公式 YouTube チャンネルの「アイヌ民族を理解するために」で、アイヌの人たちの歴史について視聴することができます。



さつま町立宮之城中学校の取組から

県内在住の外国人を招き、多文化共生をテーマにした人権学習を実施しました。

日本国内でのジェンダー不平等や人種差別の実態について、参加した外国人が互いに意見を交わしました。その様子を参観した生徒たちは、新たな気づきを得ていました。



日本で外国人が感じる差別があると知った。知らないうちに、もしかしたら差別しているかもしれないと気付いて、これからは気を付けようと思った。

「この国ではこんな風に考えるんだ」「自分たちの先入観からの発言で傷付く人もいるんだ」と、皆さんの大切なことに気付くことができました。

■ 増え続ける在留外国人の状況

令和5年3月の法務省入国管理局報道発表によると、令和4年末の在留外国人数は、**307万5,213人**で、前年末比**31万4,578人、11.4%**増加。過去最高を更新。初めて300万人を超えた。

※在留外国人数：就労や留学などの中長期在留者と特別永住者の合計

○ 本県における在留外国人数の推移

平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
10,547人	12,215人	12,204人	11,833人	13,975人

○ 本県における外国人児童生徒数（「学校基本統計」文部科学省）

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
100人	106人	103人	115人

どの学校にも、帰国児童生徒や外国籍、外国につながるの児童生徒が在籍する可能性があります。

〈外国人をめぐる人権問題の事例〉

- 外国人であることを理由に、アパートへの入居を拒否されたり、サービスの提供を拒否されたりする。
- 特定の民族や国籍の人々を、その出身であることのみを理由に一方的に我が国の社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとしたりする内容の言動（ヘイトスピーチ）が見られる。

■ 差別の解消に向けて

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

（1965年国連総会で採択、日本は平成7年加入）

人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、全ての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容としています。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

（ヘイトスピーチ解消法）（平成28年施行）

この法律が施行されたのを機に、街頭での大規模なデモや過激な発言は減少しましたが、インターネット上では差別的な書き込みが後を絶たない状況が続いています。児童生徒がSNS等を通じてヘイトスピーチに触れる可能性もあることから、注意が必要です。



【地域における多文化共生推進プラン】（総務省 平成18年，令和2年改訂）

国籍や民族などの異なる人々が，互いの文化的ちがいを認め合い，対等な関係を築こうとしながら，地域社会の構成員として共に生きていくことを推進



- ・ 困ったことがあったら相談できる。
- ・ 温かい声を掛けられて安心できる。
- ・ 私の国のことに興味をもってもらえる。

「私も大切，あなたも大切」という人権尊重の理念を地域にも広げ，温かいコミュニティづくりを心掛けましょう。

学校においては，どのように取り組めばよいのでしょうか？

【小学校学習指導要領】

第1章第4の2の(2) 海外から帰国した児童などの学校生活への適応や，日本語の習得に困難のある児童に対する日本語指導

ア 海外から帰国した児童などについては，学校生活への適応を図るとともに，外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある児童については，個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に，通級による日本語指導については，教師間の連携に努め，指導についての計画を個別に作成することなどにより，効果的な指導に努めるものとする。 ※中学校では「児童」が「生徒」と表記されている。

の外国人
人権

第5章第3の2の(8) 国際理解に関する学習を行う際には，探究的な学習に取り組むことを通して，諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるようにすること。



- ・ じろじろ見られるのが気になる。
- ・ 学校の文書が理解できない。
- ・ コミュニケーションが取りにくい。
- ・ いじめられないか不安になる。
- ・ 文化や習慣になかなか慣れない。

教育活動全体を通じて，様々な文化のもつ多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生等の考えを深める取組を進めましょう。

子どもや保護者の様々な不安を取り除く支援や，思いを受け止める関係づくりを大切にしましょう。

「Momの姿勢」で「寄り添う」ことから！

教材検索ツール かすたねっと（文部科学省）

このサイトでは，各都道府県・市町村教育委員会等で公開されている多言語による文書や日本語指導，特別な配慮をした教科指導のための教材等，様々な資料を検索することができます。



かすたねっと

みんなで考えよう！

次の言葉は，アメリカで黒人公民権運動の先頭に立って活動したマーティン・ルーサー・キング・ジュニア（キング牧師）の1963年の演説「I have a dream!」の一節です。この言葉から感じたことを交流しましょう。

私には夢がある。いつの日かジョージアの赤土の丘で，昔は奴隷だった人の子孫と昔は奴隷の主人だった人の子孫が，友愛のテーブルを囲んで一緒に座ることを，私は夢見る。

私には夢がある。いつの日か私の4人の小さな子どもたちが，肌の色ではなく人格で評価される国で暮らすことを，私は夢見る。

感染者等の人権

HIV感染症／エイズ

12月1日：「世界エイズデー」（国連）

世界エイズデーを中心とする1か月：「鹿児島レッドリボン月間」（県）

レッドリボンは、エイズに関して偏見をもっていない、エイズと共に生きる人々を差別しないというメッセージです。

レッドリボン



鹿児島市立春山小学校の取組から

「世界エイズデー」の朝の時間に、全学級で差別について考えました。そして、学級ごとにレッドリボンで大きなハートを作り、差別をしないことを誓いました。

「差別がなくなるように、一人一人がレッドリボン運動に協力することが大切だと思います。」という感想が聞かれました。



■ 基礎知識として

○ HIV（ヒト免疫不全ウイルス）とは？

エイズの原因となる免疫機能を低下させるウイルス

○ このようなことでは感染しません。

- ・ HIVは、唾液、尿等にも含まれますが、微量なので感染の心配はありません。
- ・ HIVは、熱や消毒に弱く、人の体の中に入らなければ生きていけません。
- ・ HIVは、感染力が弱く、性行為以外の日常生活では感染しません。



HIVに感染してもすぐにエイズを発症するわけではありません。

現在は、治療により、エイズの発症を抑えられるようになっています。

HIVの主な感染経路は、性行為、血液感染、母子感染の三つで、現在は、国内では性行為による感染が、最大の感染経路となっています。

○ エイズ（後天性免疫不全症候群）とは？

HIVに感染することによって、様々な病原体から私たちの体を守っている「免疫機能」が働かなくなる病気

薬害エイズ被害

1980年代前半、HIVが混入した非加熱血液凝固因子製剤の投与により、多くの血友病患者の方がHIVに感染し、社会問題となりました。

感染被害者は、厳しい偏見と差別の下で社会から排除されたうえ、感染告知が遅れました。その結果、治療を受けられなかったことに加え、二次、三次感染につながりました。

国内で使われている輸血用血液や血液製剤は、現在の医療技術でできる限りの厳重な検査と品質管理を実施しています。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年施行）

感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応するよう定められています。

新型コロナウイルス感染症

令和2（2020）年に感染が世界に拡大した新型コロナウイルス感染症は、多くの人の生命を脅かし、感染者やその家族、医療関係者、エッセンシャルワーカー、海外渡航者に対する偏見や差別を生み出しました。また、ワクチン接種やマスク着用に関して偏見や差別も起きました。

コロナ禍で起こった差別（例）

- クラスターが発生した大学に対して「感染した学生の住所を教えろ」「大学に火をつける」などの電話やメールが100件以上届いた。
- インターネット上で、感染者や家族の氏名が暴露されたり、悪意のある書き込みが見られたりした。
- 他県から来た人に対して「自粛要請に反して遊び歩いている」として、県外ナンバーの車が傷付けられる事件が起こった。

学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

○ 感染症について正しく理解する。

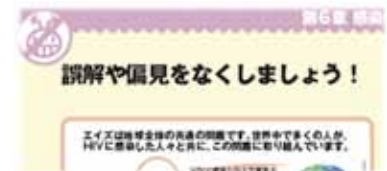
学校においては、児童生徒が発達の段階に応じて、正しい知識を身に付け、患者や感染者に対する差別や偏見をなくす取組が必要です。

文部科学省は、エイズ教育の推進の目的を「エイズを予防する能力や態度を育て、エイズに対するいたづらな不安や偏見を払拭すること」とし、人間尊重、男女平等の精神に基づく性に関する指導の一層の充実を図る必要性を訴えています。

＜文部科学省：健康教育に関する啓発教材＞



中学校用、高等学校用には、感染症についての学習資料が掲載されています。



保健学習、特別活動、道徳、総合的な学習の時間などに性に関する指導や人権教育とも関連付けて、学習の充実を図りましょう。

○ 不安や悩みを一人で抱え込まない。

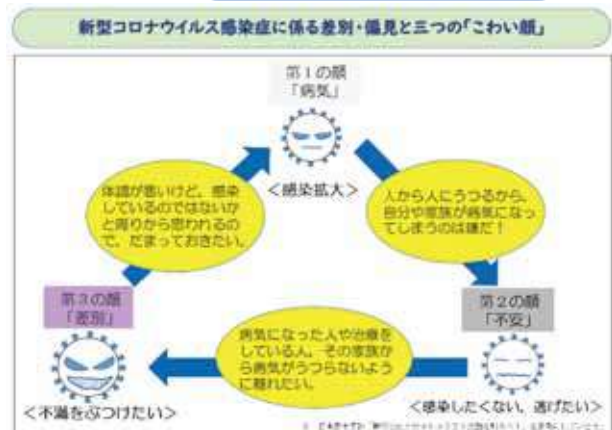
学級担任や養護教諭等を中心とした相談活動やアンケート等により、児童生徒の心身の状況を把握することが大切です。

○ 相手の気持ちを想像する。

相手の気持ちを想像する力を高めるために参加型学習等を通して学習を深めることが大切です。

○ 負の連鎖を断ち切る。

発達の段階に応じて、感染症に関連して起きている偏見や差別の事例について学習し、自分にできることを考えたり、話し合ったりする活動を取り入れる。



ハンセン病元患者等の人権

6月22日：

「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」(国)

6月22日を含む日曜日から1週間：

「ハンセン病問題を正しく理解する週間」(県)

ハンセン病問題について学ぶ機会を得ました。今までも学んできましたが、今回の一番の目的は、地域の方々や小学生にも知ってもらうことです。

講演会では、ハンセン病の歴史、実際にあった差別について知ることができました。私たちは、事前に調べていましたが、まだまだ知らないことも多く、驚いた点や悲痛な点がありました。

心の中では、「差別は良くない」と思っている、自分に降りかかってくると差別をしてしまいます。人間というものは、差別をしてしまうものです。

しかし、一人一人が理解していれば、未然に防げる「差別」というものもあると思います。だからこそ、私たちが学び、伝えることが大切なのだと思います。

<人権学習会に参加した中学2年生の感想から>

■ ハンセン病について

【ハンセン病とは】

- らい菌という細菌による感染症の一種です。
- らい菌は、感染力が弱く、うつりにくい病気です。たとえ感染しても発病することはほとんどありません。
- ハンセン病は、早期に発見し、適切な治療を行えば、顔や手足に後遺症を残すことなく、治るようになっています。



入所者総数	(14 か所)	812 人
国立療養所	(13 か所)	810 人
私立療養所	(1 か所)	2 人

(令和5年5月1日現在)

本県には、星塚敬愛園と奄美和光園の2療養所があります。入所者の高齢化が進んでいることから、ハンセン病問題を語り、子どもたちに正しい認識を引き継ぐことが大切です。



鹿児島県作成パンフレット「ハンセン病問題を正しく理解するために」を基に本課作成

■ ハンセン病元患者をめぐる現状

- 国の長期間にわたる強制隔離政策により、入所者の多くが家族や親族等との関係を断たれた。
- 入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も、療養所に残らざるを得ない。
- 現在も、元患者やその家族等に対する偏見や差別が続いている。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）

（平成 21 年施行）

ハンセン病問題解決の促進を図るために必要な福祉の増進や名誉回復のための支援等が定められました。令和元年に一部改正され、ハンセン病元患者等の家族についても「地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備を行うこと」が明記されました。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律

（令和元年施行）

前文で、「ハンセン病元患者家族等も、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、国会及び政府においてこれに対する取組がなされてこなかった。国会及び政府は、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにするものである」と規定されています。

学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

■ 学習で大切にしたいこと

①ハンセン病とは？：感染力が弱い「らい菌」による病気なのに、なぜ隔離政策で差別が助長されたのか

正しく知らないことが、偏見や差別につながることを理解する。

②隔離政策と抑圧の中を生きてきたという事実に向ける：人間として生きるとは？

生きる勇気や困難の中をどう生きるかについて追究する。

③ハンセン病元患者の人たちと社会とのつながりを考える：人と関わることの価値

学級や友達との関係を見つめ、自分の生活をよりよくしていく。



ハンセン病問題について、国の責任や歴史的経緯等を学ぶとともに、患者・元患者や、その家族の思いや願いについても念頭におき、学習の充実を図ることが必要です。

授業後の児童生徒の受け止めも確認して、ねらいを達成できなかった場合は、補充学習を行うなどして、正しく理解できるように留意してください。

■ こんな資料があります



鹿児島県作成のパンフレットとDVD



法務省啓発動画



厚生労働省パンフレット



■ 療養所を訪ねてみませんか

県では、例年夏休み中（8月）に親子療養所訪問を実施しています。

入所されている方との交流を通して、長い間の誤った隔離政策による人権侵害の体験談から、偏見や差別のない社会の大切さや生き方を学ぶ貴重な機会です。

犯罪被害者等の人権

11月25日から12月1日までの1週間：

「犯罪被害者週間」(国)(県)

■ 犯罪被害者について

犯罪は、それ自体が人権を無視した行為です。

犯罪被害者は、ある日突然、本人の意思とは無関係に、犯罪という理不尽な行為により命を奪われる、身体を傷付けられるといった直接的な被害を受けるだけでなく、その後に生じる様々な問題（二次被害）にも苦しんでいます。

誰もが、思いがけず犯罪に巻き込まれ、犯罪被害者になる可能性があります。被害者となった人たちが置かれている状況や心情について、私たち一人一人が正しく理解し、自分自身に関わりのある問題として考えていくことが必要です。

そして、犯罪被害者やその家族が安心して暮らせるよう、社会全体で支えていくことが求められています。

■ 被害当事者の言葉から

- 孤独な時間に、何を語るでもなく、さりげなく一緒に過ごしてくれたり、自分の感情や思いを押しつけるのではなく、私たちの思いや話を否定せず繰り返し聞いてくれたりしたことがありがたかった。
- 思い込みで励ましたり、押しついたりするのではなく、「一人で抱え込まないで」、「何が必要ですか」、「何か手伝えることはありませんか」と私たちのペースを大切にしてくれ、意思確認してくれたことはありがたかった。
- 声かけのマニュアルはないと思います。自分が同じ立場になったときはどうかと想像力をはたらかせ、同情や哀れみではなく、一人の「ひと」として尊重してくれているかどうかだと思います。被害に遭うまでは、自分の足で立っていたし、これからもそうしたいのです。ただ、そのための支えは必要なのです。

「犯罪被害」についてともに考えるための手引き（岡山県県民生活部暮らし安全安心課）から

■ 犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のほかに、興味本位のうわさや心ない中傷により傷付けられたり、プライバシーが侵害されたりするなど二次的な被害を受けることがあります。犯罪被害者とその家族の人権に配慮することが必要です。

令和5年度版「人権の擁護」（法務省人権擁護局）から

犯罪被害者等基本法（平成17年施行）

第3条（基本理念）

すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

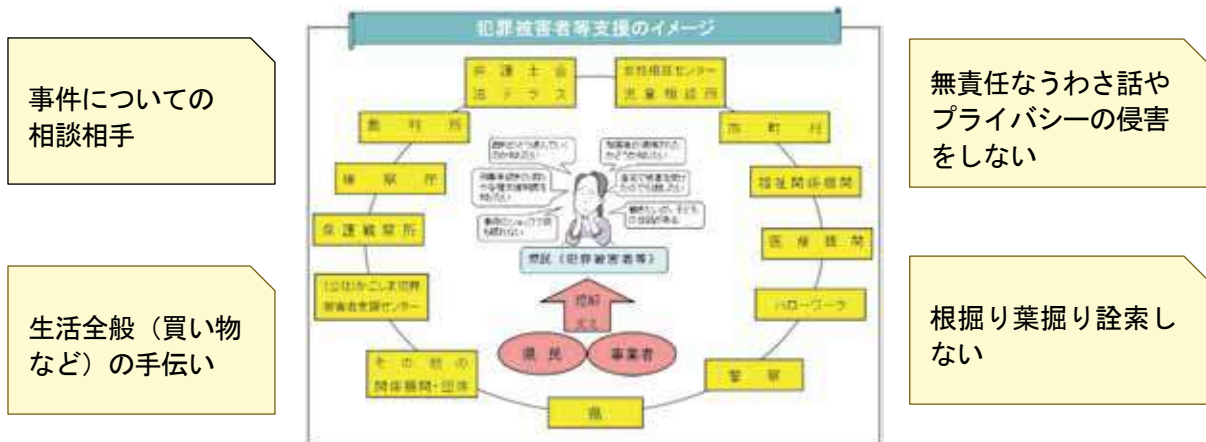
鹿児島県犯罪被害者等支援条例（令和3年施行）

第5条（県民の責務）

県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

■ 身近な人が被害に遭ったら

被害に遭った直後は、多くの方が、気持ちが動転していて何をすればよいのか判断できない状態になります。そんなとき、信頼できる周囲の人の支えが大きな助けになります。ただし、そっとしておいてほしい被害者等もいます。あなたにできることを探してみてください。



犯罪被害者等支援のイメージ（鹿児島県犯罪被害者等支援計画から）

学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

■ 犯罪被害者等に関する児童・生徒向け啓発用教材の活用



周囲の配慮に欠ける対応などにより傷付いている犯罪被害者やその家族への関わり方を考え、他の人の気持ちを尊重して行動しようとする態度を育てるための資料です。（警察庁 犯罪被害者等施策推進室）

<指導の展開例>

- ① 資料動画を視聴する。
- ② 当事者の気持ちを考える。
- ③ 当事者の気持ちに配慮した対応を考える。



指導の展開例



動画

■ 犯罪被害者等に対する理解の促進

- ・ 犯罪被害者等に係る偏見や差別等のもととなる「不安」を解消するためにも、正しい情報を得る。
- ・ 不確かな情報に惑わされることなく、差別的な言動に同調しない。

■ 犯罪被害者等の家族が安心して通える学校づくり



- ・ M「見つめる」…………… 心や身体等にストレス反応として出ていないか、何かサインに気付いたら過小評価しないようにする。
- ・ o「思いをめぐらす」… 家庭との連携や他の教職員との連携も大切にする。
- ・ m「向き合う」…………… 一人で抱え込まず、チームで支える体制づくりを構築する。

犯罪被害者等の家族が安心して通える学校づくりを「Mom!」で進めよう！

犯罪被害者
等の人権

インターネット上の人権侵害

南種子町立長谷小学校の取組から

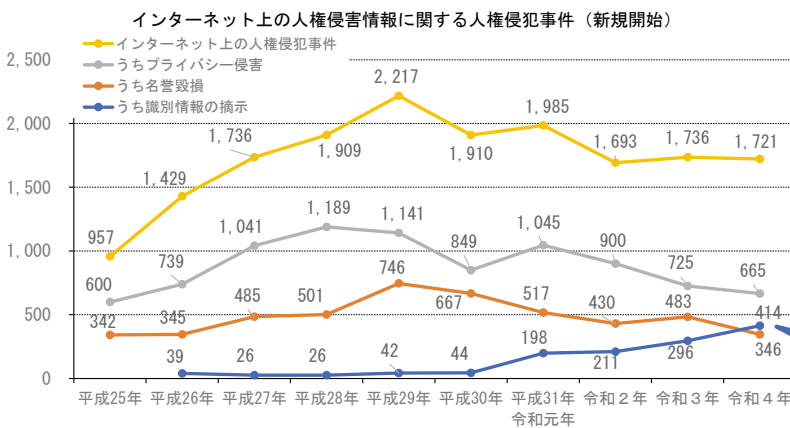
法務局が実施する「スマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室」で、インターネットの向こう側にいる相手のことを考え、ネット社会でも現実社会と同じように人間関係を構築し、自他を大切にすることについて学習を深めました。



周りの人のことを考えて使おうと思った。

「いいよ」の一言でも、読む人によって受け取り方が違うことが分かった。

インターネット上における人権侵害の状況



令和4年 1,721件

インターネット上の人権侵犯事件の発生件数は、平成29年度をピークに高水準で推移しており、深刻な状況が続いています。



「識別情報の摘示」※は、過去最高となっている。

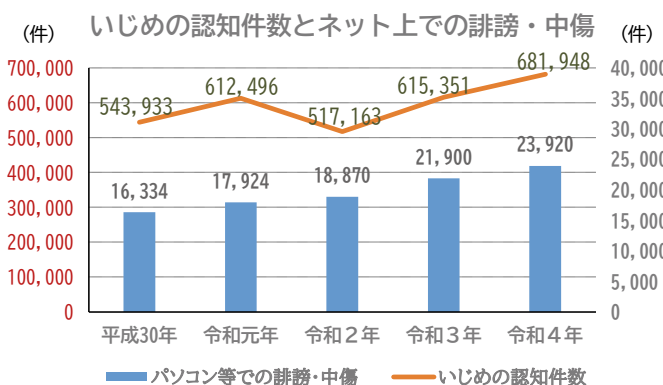
令和4年における「人権侵犯事件」の状況等について（法務省）

※ 特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘するもの

上記件数は、法務省の人権擁護機関に人権を侵害されたという申告等に基づいたものであるため、実際には相当数の人権侵犯事案が発生していると考えられます。

〈インターネット上の人権侵害事例〉

- 個人に対する誹謗・中傷
- SNS などによるいじめ
- 性的画像の搾取
- プライバシーに関する情報の掲載
- 外国人や同和地区（被差別部落）に対する差別的な書き込み
- インターネット上でのトラブルや犯罪による被害



パソコン等での誹謗・中傷は年々増加しており、令和3年には初めて20,000件を超え、令和4年には23,920件となりました。



「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」から本課作成

いじめ防止対策推進法（平成 25 年施行）

第 19 条には、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進について示されています。

＜児童生徒及び保護者の意識の高揚に粘り強く取り組みましょう！＞

インターネット問題は、どの校種においても喫緊の課題です。様々な機関等から配布される啓発資料を活用して、児童生徒はもとより保護者にも情報モラル、情報セキュリティへの意識高揚を図っていきましょう。

学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

多くの児童生徒が SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用しており、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があります。家庭と協働して、正しいインターネット利用を促すことが大切であり、その基盤には人権が据えられる必要があります。

自他の人権についての理解と人権感覚の育成

児童生徒が、自他の人権が侵害されないためにはどうしたらよいか主体的に考えるとともに、他者のつらさや痛みを自分のこととして捉えることのできる人権感覚を身に付けることが大切です。

人権感覚を育むには、「協力・参加・体験」を中核とした「体験的な学習」が効果的です。

「体験的な学習」をする際は、体験後のリフレクションやシェアリングの時間を設けることが大切です。



アセスメントと相談体制の構築

日頃からのアセスメント（児童生徒の心身の状況を確認し把握すること）がとても重要です。児童生徒を見つめ、ささいな変化も見逃さないことが大切です。問題の解決に当たっては、学級担任や養護教諭等が一人で抱え込むことがないように、チームで取り組みましょう。

参考 令和 4 年度版「なくそう差別 築こう明るい社会 陽だまり」



令和 4 年度版
人権教育研修資料

みんなで考えよう！ ～有効な資料を活用して～

具体的な事例を基に、学び合いましょう。



著名人に対する誹謗中傷など、インターネットと人権をめぐる現在の状況等を踏まえた内容になっています。



あなたは、大丈夫？
考えよう！インターネットと人権
(四訂版)



インターネットの様々なトラブルについて、イラストを用いて分かりやすく説明しています。



インターネット
トラブル事例集
(2023 年版)

北朝鮮当局による拉致問題等

12月10日から12月16日までの1週間
「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(国)(県)

あの海の向こうから聞こえる、家族の温もりを求め、助けを求める声に私たちは応えなければならない。

(薩摩川内市立祁答院中学校 羽島奈穂さん「北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール2023 最優秀賞」)

ブルーリボン

拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示

【拉致問題とは】1970年代から1980年代にかけて、北朝鮮当局が多くの日本人をその意思に反して北朝鮮に連れ去りました。北朝鮮当局は長年にわたり日本人拉致を否定していましたが、2002年9月、金正日国防委員長(当時)は、小泉総理(当時)との会談において、初めて日本人拉致を認め、謝罪しました。しかし、拉致された日本人のうち、日本に帰国できたのは5人とどまっています。5人以外の拉致被害者についても、政府はその速やかな帰国を北朝鮮当局に対して強く要求しています。

※ 現在、日本政府は北朝鮮に拉致された被害者として**17人を認定**

※ **拉致の可能性を排除できない者として873人**(令和3年11月現在)に関して、国内外からの情報収集や捜査・調査を継続

8 1978年8月12日
アベック拉致容疑事案
市川 修一 さん
(23・鹿児島県)
増元 るみ子 さん
(24・鹿児島県)
「浜に夕日を見に行く」と言って出かけたまま失踪。安否未確認。(北朝鮮は「心臓麻痺で死亡(市川さんは海水浴中)」と主張)



この2人以外にも、本県に関係のある特定失踪者(拉致の可能性を排除できない者で特定失踪者問題調査会が独自に調査の対象としている公開失踪者)は11人です。家族会の方々は、県内各地で情報提供を求めるビラ配りや講演活動などを行い、多くの人が関心を持ち続けることが解決の糸口につながると訴え続けています。

「北朝鮮による日本人拉致問題 一日も早い帰国実現に向けて！」(拉致問題対策本部)から

■ 拉致問題に関する法律等

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成15年施行)

この法律は、北朝鮮当局により拉致された被害者及び被害者の家族の支援に関する法律です。帰国被害者等の自立や様々な支援について明記されています。

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(平成18年施行)

国民的課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への関心と認識を深めること、実態の解明とその抑止を図ることを目的としています。

学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

Momi

拉致被害者やその家族の人たちの思いに共感しながら、自分に置き換えて考える学習が求められます。その際の留意点として、「北朝鮮当局」による人権侵害であることを押さえ、現在北朝鮮に住んでいる人々や在日韓国人、在日朝鮮人への新たな差別を生むことがないように十分配慮する必要があります。

■ 学校で取り組む際の留意点

【社会科】

- 基本的人権や社会権との関連
「子どもの権利条約」の条項を基に、どこに違反しているか考える。
- 世界人権宣言との関連
人間らしく生きる権利について考える。
- 国際社会の動向と我が国の果たす役割

【特別の教科 道徳】

- 家族愛、家族生活の充実
自分と家族の関わりについて考える。
- 公正、公平、社会正義
見て見ぬふりや他人事とすることについて考え、寄り添おうとする判断力を育てる。

【総合的な学習の時間】

- 拉致問題についての探究活動
自分に何ができるか、何をすべきか考える。
- 子どもの権利をめぐる問題についての探究活動
子どもの権利の現状や問題点を理解し、自分の生き方と結び付け、考えたことを表現する。

【特別活動】

- 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成
自他の権利を大事にし、よりよい生活を送るために大切なことを考える。

現在、内閣官房拉致問題対策本部は、学校教育における拉致問題に係る授業の在り方や授業展開について研修会を実施し、都道府県の取組の更なる充実を図っています。



拉致問題子ども向けパンフレット



アニメ「めぐみ」を視聴し、そこから様々な学習につなげることができます。ただし、視聴しただけ、資料を読んだだけ、講演会を実施しただけとにならないよう、事前・事後の学習、他教科との関連等を年間指導計画に位置付けるとともに、児童生徒の受け止めを確認しながら学習を進めましょう。

アニメ「めぐみ」



<家庭、地域への啓発>

- ① 地域の実情を十分に把握して、取り扱う内容について検討し、家庭教育学級や地域住民を対象にした講演会等での啓発を実施する。
- ② 児童生徒向けの学習を紹介し、家庭でも拉致問題について話題にする。

霧島市立横川中学校の取組から



横川中学校では各学年一つの人権課題を設定し、調べたことを全体で発表する学習に取り組んでいます。2年生は拉致問題について調べました。

毎日不安な生活を送っている人がいると分かり、自分たちにできないことがないかを考えました。自分たちができることはたくさんあるし、自分に関係のないことではないと思います。

拉致は自由な人生を奪う深刻な人権問題ということを知りました。これからも拉致問題に対する理解を深めて、被害者の一刻も早い帰国を願っていきたいです。

性的指向・性自認

南大隅町立第一佐多中学校の取組から

「性の多様性」を尊重した学校づくりに取り組むことで、全ての生徒が自他を大切にできる学校を目指し、生徒が「性の多様性」を学ぶ機会を、意図的・計画的に設定しています。



一人一人ちがっていい。誰に対しても優しく接したい。

男女で違える必要のないものは同じにしてもいいと思う。



性の在り方（セクシュアリティ）に関する基礎知識



性の在り方(セクシュアリティ)は様々で、これら性の要素の組合せにより、無数に存在します。

Sexual Orientation (性的指向)
Gender Identity (性自認)
Gender Expression (性表現)
これらは、全ての人に関係する性に係る構成要素です。
頭文字から「**SOGIE**」(ソジー)と言い、私たちの誰もが多様な性の当事者であることを表す重要な概念と言えます。

【性の在り方の要素から見た多様な性】

L	レズビアン	恋愛感情が同性に向く女性
G	ゲイ	恋愛感情が同性に向く男性
B	バイセクシュアル	恋愛感情が異性に向くこともあれば、同性に向くこともある人
T	トランスジェンダー	出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致しない人

LGBTの他に、自分の性的指向・性自認が定まっていない、明確にできない、したくないクエスチョニング (Questioning)、恋愛感情の有無に関わらず、他者に性的にひかれることがないアセクシュアル (Asexual) などがあり、「LGBTQ」、「LGBTQ+」などと言うこともあります。



性的マイノリティに係る国の動き

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 (平成16年施行)

自殺総合対策大綱改正 (平成24年)

性的マイノリティに対する教職員の理解や認識を深めることの重要性を明記

- 学校における性同一性障害に関する状況調査 (平成25年 文部科学省)
- 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について (平成27年 文部科学省)
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について (教職員向け) (平成28年 文部科学省)
- 児童養護施設におけるいわゆる「性的マイノリティ」の子どもに対するきめ細かな対応の実施等について (平成29年 厚生労働省)
- 生徒指導提要改訂 (令和4年 文部科学省)

性的マイノリティに関する課題と対応を明記

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 (LGBT理解増進法) (令和5年施行)

学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

- 全ての児童生徒が安心して生活できるように、**日常的な取組**が大切です。

Mom!

<研修を重ねる>

- ・ 性的マイノリティについての理解の深化
- ・ 固定観念を払拭し、多様性を尊重する意識の高揚

<セクシュアリティに係るネガティブな言動をしない>

- ・ 同性同士が密着して触れ合っている時に……
- ・ 服装や持ち物等を性別と関連付けて……

<性的マイノリティへのアンテナを高くする>

- ・ 相談や訴えなどを行いやすい環境づくり
- ・ 全校体制でスムーズな支援や対応の実施

<児童生徒への情報提供を行う>

- ・ 保健室等に関連図書を用意、啓発ポスターの掲示
- ・ 性的マイノリティに関する学習

- 平成 27 年 4 月に文部科学省が通知した「**性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について**」に基づき、**個に応じた具体的な対応を進めることが重要**です。

児童生徒の発達の段階や、学校の実情に応じて進めていくことが大切です。

【参考資料等】

性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）



性的マイノリティに関する施策（文科省）

平成 31 年度版人権教育指導資料「仲間づくり」（県教委）



リーフレット「性的マイノリティへの正しい理解と認識を深めるために」（県教委）令和 5 年 3 月改訂



みんなで考えよう!

子どもの立場で考えてみましょう

Q もし、自分が困っていたら

- ① 学校で誰に相談しますか？
- ② いつ相談しますか？
- ③ どこで相談しますか？
- ④ 相談した後は、どんな不安が残りますか？

児童生徒が悩みを相談するためには、相談しやすい環境や信頼関係が重要です。

性の多様性に係る指導のポイント

【小学校】

- ・ 「遊び」や「服装」等で「性別」を関連付ける場面が見られるので、一人一人異なる思いがあることを受け入れ、認め合おうとする態度や行動につなげる。（低）
- ・ 一人一人は多様な存在であり、「性別」という一つの属性でまとめることができないことに気付かせ、互いに認め合い、尊重し合う態度や行動につなげる。（中）
- ・ 「身体の性・心の性・好きになる性・表現する性」という四要素から、「性の在り方」は、複雑で多様であることを押さえ、性的マイノリティの当事者だけが特別ではなく、全ての人が、「多様な性の一員」であることを認識できるようにする。（高）

【中学校】

- ・ 日頃から、自他のよさや違いを認め合うとともに、性的マイノリティの当事者を傷付けるような言動がないか等、互いに言い合える人間関係づくりに努める。
- ・ 友人から性的マイノリティの当事者に係る相談を受けた時には、本人の悩みや迷いに思いをめぐらすことができるようにする。

【高等学校】

- ・ 性的マイノリティの当事者にとって励みになるような情報を話題として取り上げ、多様な性を受け入れる環境整備に努める。
- ・ 周囲が多様性の理解を深め、互いに尊重し合うことが、性的マイノリティの当事者が抱える生きづらさの解消につながることに気付かせる。

その他の人権

刑を終えて出所した人等の人権

刑を終えて出所した人の中には、更生の意欲があっても、社会に強い偏見や差別意識があることから、親族であっても身元引受けが困難で、就労や住居の確保等に問題を抱えている人が少なくありません。退所後の適切な支援を受けられないまま、再び罪を犯す人もいます。



“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

犯罪や非行に陥る人を減らすためには、仕事、住居、福祉などの地域に根ざした支援が必要とされています。

またそれ以上に、過ちを犯した人を地域の中に受け入れ、見守り、支える、地域に暮らす人たちの温かいまなざしが重要です。

犯罪のない安全で安心な明るい社会を実現するため、立ち直りを支援する輪を広げていくこと。これが“社会を明るくする運動”の目指す未来です。

(法務省HP「社会を明るくする運動」から)



法務省「社会を明るくする運動」⇒

再犯防止推進白書（法務省）

第4章 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

「学校における適切な指導等の実施（施策番号58）」

- いじめの防止 ○ 人権教育 ○ 非行の防止
- 薬物乱用の防止 ○ 中途退学者等への就労支援



法務省「再犯防止推進白書」⇒

生活困窮者の人権

雇用環境の悪化や所得の低下、疾病等により経済的困窮に陥る人が増加しています。生活困窮世帯で育つ子どもの多くは就学や進学、就職に困難を抱え、それによって、貧困が世代間で連鎖することも深刻な問題です。

生活困窮者には、ホームレスも含まれます。ホームレスに至る原因は、高齢化や健康上の理由、失業や仕事の減少、家庭内の問題等が複合的に絡み合っていることが多く、食事の確保や健康面の問題等を抱えています。



日頃から教職員の基本姿勢「Mom(見つめる・思いをめぐらす・向き合う)」で子ども一人一人を見つめ、ささいな変化に気付くことが大切です。

また、様々な行事や活動等を通して、家庭や地域とのつながりをもつことで、そこで生活をする子どもたちの真の姿が見えてきます。



「Momの基本姿勢」については、R4「なくそう差別 築こう明るい社会」の2ページ ⇒

人身取引

「人身取引」とは、暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの手段を用いて、支配下に置いたり、引き渡したりして、売春や性的サービス、労働などを強要する犯罪であり、重大な人権侵害です。



国においては「人身取引対策行動計画 2022」が策定されています。その中には、「学校教育等における取組」についても掲載されています。

6 人身取引対策推進のための基盤整備

(2) 国民等の理解と協力の確保

② 学校教育等における取組

文部科学省において、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重の意識等を高める教育の推進に努める。また、学習指導要領に基づき、自他の生命を尊重する心を重視した教育を推進する。さらに、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にしないための「生命(いのち)の安全教育」を推進していく。具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす取組を推進する。

また、インターネット利用を通じた子供の性被害防止に関するリーフレットを作成し、関係機関・団体や学校における活用を促すなど、性被害の防止に資する啓発を推進する。



人身取引対策
行動計画 2022



「人身取引」に関する情報(政府広報オンライン)⇒

災害時の人権問題

大規模な震災や水害の被災地では、「災害弱者」と言われる特別な支援や配慮を必要とする高齢者や障害者、病気の人、妊産婦、乳幼児等への配慮が行き届かない状況が発生し、安全・安心が確保できないことが問題となります。さらに、避難を余儀なくされた人々に対する根拠のない風評や思い込みによる偏見、嫌がらせ、子どもへのいじめなども問題となります。



鹿児島県人権教育・啓発基本計画(2次改定)では、災害時の人権問題の施策の基本方向として次のように定めています。

- ① 災害発生時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進
- ② 人権に配慮した防災対策
- ③ 避難所における要配慮者への適切な対応
- ④ 被災者の生活支援

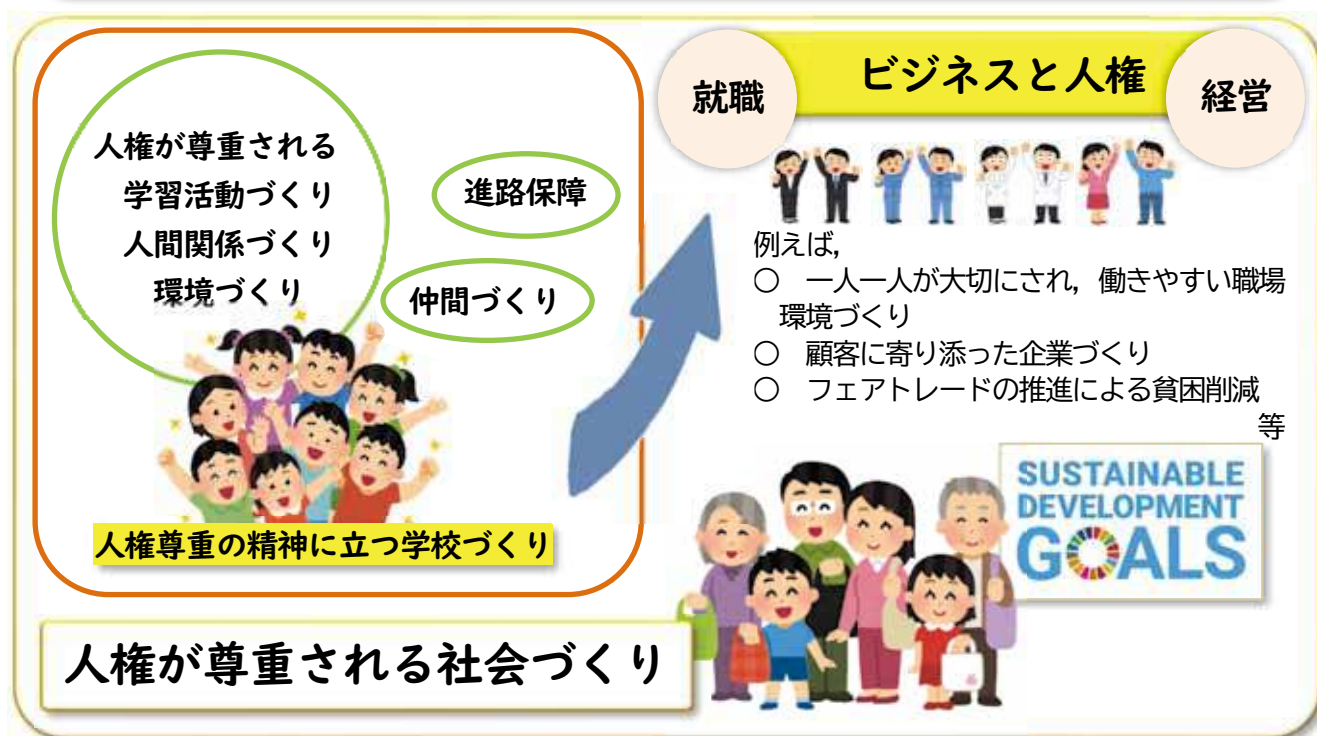
県HP「鹿児島県人権教育・啓発基本計画(2次改定)」⇒



地域との連携を図った避難の在り方や、災害時の人権問題に関する学習に取り組むことが大切です。

下は、国が策定した「『ビジネスと人権』に関する行動計画2020-2025」（令和2年10月）に示されている全ての企業が取り組むべき事項の主なものです。

- 子どもの権利の保護・促進
児童労働撤廃，児童買春に関する啓発，青少年の安全・安心なインターネット利用環境整備 等
- 労働（ディーセント・ワーク^{※1}の促進等）
ディーセント・ワークの促進，ハラスメント対策の強化，労働者の権利の保護・尊重
※1 働きがいのある人間らしい仕事
- 消費者の権利・役割
エシカル消費^{※2}の普及・啓発，消費者志向経営の推進，消費者教育の推進 ※2 社会や環境に配慮した消費行動
- 新しい技術の発展に伴う人権
ヘイトスピーチを含むインターネット上の名誉毀損^{きそん}等への対応，AIの利用と人権やプライバシーの保護に関する議論の推進
- 外国人材の受入れ・共生
共生社会実現に向けた外国人材の受入れ環境整備の充実・推進
- 法の下での平等（障害者，女性，性的指向・性自認等）
ユニバーサルデザイン等の推進，雇用分野における平等な取扱い 等



「ビジネスと人権」が目指している「子どもの権利の保護・促進」や「法の下での平等」等の企業が取り組むべき事項は、人権が尊重される社会づくりやSDGsの達成に大きく関わっています。

学校においては、今後もこれまで同様、人権尊重の精神に立つ学校づくりを推進し、人権教育の更なる充実を図ることが、ビジネスと人権の確立に資することにつながります。

持続可能な社会の創り手の育成を目指している学習指導要領の趣旨を踏まえつつ、地域の実情や発達の段階に応じながら学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育を引き続き推進することが大切です。

年間を通した人権教育推進のサイクルモデル

各学校では、人権に関わる概念や目指す学校像・児童生徒像を明確にし、教職員が共通理解した上で、年間を通して組織的・計画的に人権教育を進めることが大切です。

まず、年度当初の職員会議で校長が示す学校経営方針や学校経営グランドデザインで、人権尊重の視点に立った学校の在り方について全教職員で確認しましょう。

その上で、身近な人権問題を扱った学習に加え、いじめ問題を考える週間や人権週間等
に実施する参加体験型学習、社会奉仕体験活動や自然体験活動等の体験活動、様々な人た
ちとの交流活動等を各学校の実態に応じて位置付け、自ら課題に気付き、豊かな人権感
を備えた児童生徒を育成することを目指したいものです。

児童生徒や教職員の姿を定期的に点検・評価し、人権教育におけるカリキュラム・マネ
ジメントを確立してください。



この図は県教育委員会HPからダウンロードできます。
ホーム > 教育・文化・交流 > 学校教育 > 人権同和教育 > 人権同和教育資料 > 年間を通した人権教育推進のサイクルモデル

主な相談窓口

女性の人権

- 【国】○ 女性の人権ホットライン:0570-070-810(全国共通)※法務局・地方法務局の本局につながります。
女性に関する様々な問題(家庭, 仕事, 暴力被害, 健康など)
- 【県】○ 女性相談センター:099-222-1467
日常生活を送るうえでの何らかの悩み(配偶者等からの暴力, 離婚問題, 家庭の不和など)
 - 県男女共同参画センター相談室:099-221-6630, 6631(かごしま県民交流センター内)
 - DV相談:0120-279-889(全国共通)

子どもの人権

- 【国の機関や全国の団体】
 - 24時間子供SOSダイヤル:0120-0-78310
 - こどもの人権110番:0120-007-110(全国共通)
 - 児童相談所全国共通ダイヤル:189(最寄りの児童相談所につながります。)
子育ての悩みがある時や虐待が疑われる時など
 - 一般社団法人 日本いのちの電話連盟:0570-783-556(ナビダイヤル)
 - チャイルドライン:0120-99-7777
- 【県内】
 - 県警察少年相談窓口(ヤングテレフォン):099-252-7867(少年サポートセンター鹿児島中央駅分室)
(ヤングメール):kp-youngmail@police.pref.kagoshima.jp
家族が抱く子どもに関する悩み, 子ども自身のいじめや犯罪等の被害等を受けている悩みなど
 - かごしま教育ホットライン 24:0120-783-574 099-294-2200
 - 子ども・家庭110番(鹿児島児童総合相談センター):099-275-4152(子育て)
 - 県発達障害者支援センター(県子ども総合療育センター):099-264-3720
 - かごしま子ども・若者総合相談センター:099-257-8230(子ども・若者の様々な悩み事)
 - 県総合教育センター:099-294-2820(特別支援教育研修課)



高齢者の人権

- 【県及び市町村等】
 - 高齢者・障害者の人権あんしん相談:0570-003-110
高齢者やその家族の方々の心配ごと, 悩みごとの相談
 - 近くの地域包括支援センター, 福祉事務所, 在宅介護支援センター, 保健所・保健センターなどで認知症や介護に関すること等の相談を受け付けています。



障害者の人権

- 【県】
 - 障害者くらし安心相談窓口
・県庁障害福祉課(障害者権利擁護センター):
099-286-5110
 - ・大隅地域振興局地域保健福祉課:0994-52-2108
 - ・大島支庁地域保健福祉課:0997-57-7222
 - 障害者110番
・県身体障害者福祉協会:099-228-6000

HIV感染者の人権

- 【県】
 - 県健康増進課:
099-286-2730
 - 各保健所
 - ※ サポートセンターやNPO法人などの民間団体, 医療機関等も相談窓口を開設しています。

外国人の人権

【県】

- 外国語人権相談ダイヤル(鹿児島地方法務局):0570-090911
- 県外国人総合相談窓口:070-7662-4541



ハンセン病元患者等の人権

【県】

- 県健康増進課:099-286-2720



インターネット等による人権侵害

【国及び県】

- 県警察サイバー犯罪相談窓口:099-254-9110(警察相談専用電話)
- みんなの人権 110 番:0570-003-110 ※最寄りの法務局・地方法務局につながります。
インターネットの悪用による人権侵害の相談

犯罪被害者等の人権

【県】

- (公社)かごしま犯罪被害者支援センター:099-226-8341
- 犯罪被害者等支援総合窓口:099-286-2523(県暮らし共生協働課)
- 性暴力被害者サポートネットワークかごしま「FLOWER」:^フ^ラ^ワ^ー099-239-8787
- 性犯罪被害相談電話 110 番:#8103 0120-007-867



性的マイノリティに係る人たちの人権(児童生徒及び学校からの相談)

【県】

- 県教育庁人権同和教育課:099-286-5364
- 県男女共同参画センター相談室:099-221-6630(6631)
- 県精神保健福祉センター:099-218-4755(直通)



※ 近年、相談に対応する医療機関や当事者団体、NPO法人等も増えてきています。児童生徒については、学校が相談窓口としての役割を果たせるように、「相談しやすい環境と相談体制づくり」に努めましょう。

その他人権に係る全般的な相談

【県内】

- みんなの人権 110 番:0570-003-110
- 鹿児島地方法務局人権擁護課:099-259-0684
- 鹿児島地方法務局霧島支局:0995-45-0064
- 鹿児島地方法務局知覧支局:0993-83-2208
- 鹿児島地方法務局川内支局:0996-22-2300
- 鹿児島地方法務局鹿屋支局:0994-43-6790

※ 相談窓口によっては、電話での相談だけでなく、電子メールでの相談を受け付けているところもあります。相談窓口を所管する機関等のウェブサイトを開覧してみましよう。

人権に関する主な週間や記念日等

学校においては、各人権課題に関する主な週間や記念日等を研修計画や指導計画、学校だより等に記載し、人権課題と関連付けて研修や指導、啓発に取り組みましょう。

4月	<ul style="list-style-type: none"> ・世界自閉症啓発デー（4月2日） ・若年層の性暴力被害予防月間〈国〉 ・いじめ問題を考える週間〈県〉 （1学期（前期）のできるだけ早い時期の1週間） 	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題を考える週間〈県〉 （2学期（前期）のできるだけ早い時期の1週間） ・老人の日〈国〉（9月15日） ・老人週間〈国〉（9月15日～21日） ・手話言語の国際デー（9月23日）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉週間〈国〉（5月5日～11日） 	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・国際高齢者デー（10月1日） ・犯罪被害者支援の日〈国〉（10月3日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症予防の日〈国〉（6月14日） ・らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日〈国〉（6月22日） ・ハンセン病問題を正しく理解する週間〈県〉 （6月22日を含む日曜日から1週間） ・男女共同参画週間〈国〉（6月23日～29日） 	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止推進月間〈国〉 ・女性に対する暴力をなくす運動〈国〉〈県〉 （11月12日～25日） ・世界こどもの日（11月20日） ・犯罪被害者週間〈国〉（11月25日～12月1日） ・鹿児島レッドリボン月間〈県〉 （世界エイズデーを中心とする1か月間）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間〈県〉（7月25日～31日） 	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・世界エイズデー（12月1日） ・障害者週間〈国〉（12月3日～9日） ・人権週間〈国〉（12月4日～10日） ・人権デー（12月10日） ・北朝鮮人権侵害問題啓発週間〈国〉 （12月10日～16日）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権同和問題啓発強調月間〈県〉 ・世界の先住民の国際デー（8月9日） ・全国一斉「子どもの人権110番」強化週間〈国〉 （8月末の1週間） 		3月

【参考・文献等】

- 文部科学省：（平成20年3月）「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」
- 文部科学省：（令和3年3月、令和5年3月改訂）「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕補足資料」
- 法務省：（令和3年3月）「今企業に求められる『ビジネスと人権』への対応 詳細版 『ビジネスと人権に関する調査研究』報告書」
- 犯罪対策閣僚会議：（令和4年12月）「人身取引対策行動計画2022」
- 法務省・文部科学省：（令和5年6月）「人権教育・啓発白書」
- 法務省：（令和5年9月）「人権の擁護」
- 法務省：（令和5年12月）「令和5年版再犯防止推進白書」
- 公益財団法人日本ユニセフ協会ウェブサイト
- NHK福祉情報サイト ハートネット
- 江連恭弘・佐久間建監修：2023「13歳から考えるハンセン病問題 差別のない社会をつくる」かもがわ出版
- 北海道教育庁：アイヌの人たちの歴史・文化等に関する啓発資料



所 属	名 前

鹿児島県

※ 本資料は、これまで配布した資料と併せて、研修資料として継続的に活用してください。